

インドにおける 債権回収概況

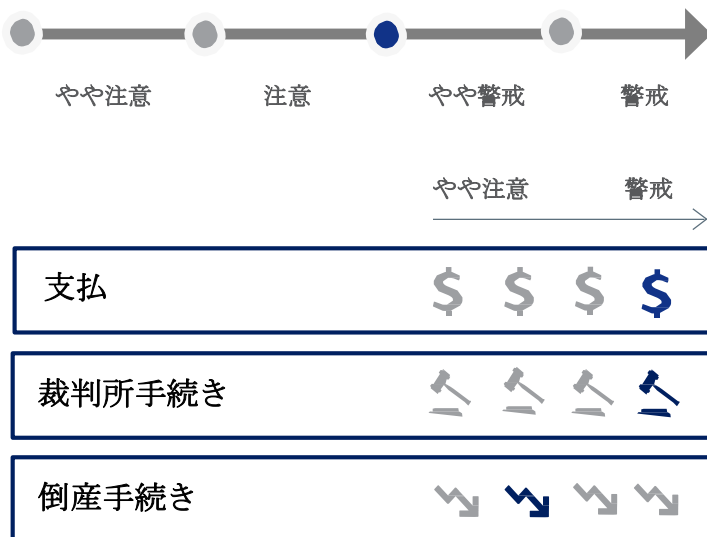
コレクション・レポート
サマリー

参考和訳

インドにおける債権回収概況

- 売掛債権回転期間は、67日となっています。法律によって支払遅延は規制されておらず、債権者保護に関する法制度としての執行を期待することは現実的ではありません。
- 裁判制度は複雑で、かつ裁判所手続き・訴訟は長期間にわたること、そして費用が高額であることによって、法的措置の実施が難しい状況にあります。
- 当事者間の紛争の対象になっていない債権に対する手続きを早めることは不可能であり、また、国外債務に対する判決を当局に求めることについては、大きな困難を伴います。
- 支払不能に陥っている債務者からの債権回収は難しく、特に債権に担保が無い場合極めて困難です。

回収の難易度



目次

概要	3
財務情報の入手	3
主な会社形態	3
法制度	3
債権回収	4
売掛債権回転期間（DSO）	4
支払遅延利息	4
債権回収費用	4
債権者保護	4
債権支払の商習慣	4
未収債権の回収プロセス	5
裁判に頼らない回収方法	5
法的措置	5
訴訟に代る措置	6
倒産状態の債務者への対応	7
倒産手続き	7
破産手続き	8



概要

財務情報の入手

インドでは、ほとんどの事業が法人化されていない個人事業主やパートナーシップの形態を通じて展開されます。財務情報を公表する必要がないため、債務情報の入手は非常に困難です。法人化された事業体から提供される情報は信頼性が高いですが、それ以外の場合は、専門の信用調査会社を通じて取得する必要があります。

主な会社形態

責任の範囲は、以下の会社形態により決定されます。

・ 個人事業主

個人で経営する小規模な事業に適用され、会社形態をとる必要はありません。この場合、事業主は事業に関わる責務に関する全ての責任があります。なお、1932年インド・パートナーシップ法（the Indian Partnership Act of 1932）の下、2名以上の個人（銀行事業では10名まで、その他事業では20名まで）が、パートナーシップを設立し、会社の持分と責任を共有することも決定できます。この場合は、出資者は他の出資者の行動に対し、連帯かつ個別に、無制限に責任が問われる可能性があります。これに対し、有限責任事業組合（Limited Liability Partnerships : LLPs）では、2008年有限責任組合法（the Limited Liability Partnership Act of 2008）の下、出資者の責任は有限となります。

・ 非公開有限責任会社（Private Limited Company）と公開有限責任会社（Public Limited Company）

1956年会社法（the Companies Act of 1956）で制定された非公開有限責任会社は、最低出資金の規定がない一方で、出資者は出資額までしか責任を負わないことから、実際のところ最も好まれる法的主体だと言えます。公開有限責任会社は、一定規模の企業構造を持つ会社に利用され、その資本を売買可能な証券に分割しなければなりません。株主の責任は、各々の持分評価額に限定されます。

・ 外国企業

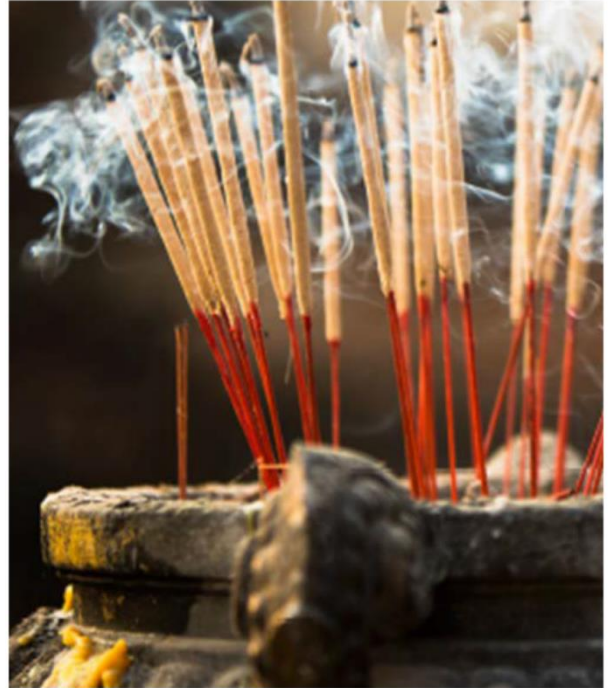
外国企業は合弁会社や完全子会社の形態を通じてインドに拠点を持つ傾向にあります。中核的な事業活動や収益を生み出すことが認められない連絡事務所としての機能を果たす目的で、駐在員事務所を設立することもできます。その一方で、支店は、外国為替管理法の下、事業活動が認められています。

・ 2013年8月に新会社法（the Companies Act of 2013）が制定されましたが、一部の実施に留まっており、まだ完全には機能していません。

しかしながら、当該法令が間もなく（経済的な重要性のない活動を行う）新たな一人会社（One Person Company : OPC）、小会社（Small Company）および休眠会社（Dormant Company）について規定することが、現時点で予測されています。



売掛債権回転期間（DSO）：インドにおける支払の平均期間は、通常30日から90日間です。



法制度

インドの裁判制度は、あまりにも遅いため、さほど効率的ではありません。準連邦構造に基づき、インドは28の州および、数百の行政区域で構成されています。多くの場合、高等裁判所は各州にあります。そうでない場合は複数の州で共有しています（合計で24）。地方裁判所は各行政区域にあります。

一般原則として、商事紛争は訴訟原因が発生した地域、或いは債務者が居住、事業を営む、または利益を得るために直接働く地域の地方裁判所で審判されますが、係争額も同様に問題になります。デリー高等裁判所は第一審管轄権を有し、債権回収訴訟を審問する法的資格を有しますが、ボンベイ高等裁判所（ムンバイ）には係る訴訟を扱う権限がありません。また、様々な専門裁判所が、債権回収問題（銀行融資等）・競争・反トラスト訴訟・消費者保護等を扱います。さらに、新たに制定された2016年破産・倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code of 2016）の下、会社法審判所（National Company Law Tribunal : NCLT）及び会社法上訴審判所（National Company Law Appellate Tribunal : NCLAT）が設立されました。

債権回収

売掛債権回転期間（DSO）

インドにおける支払期間は、通常平均30日から90日間以内であり、2016年のDSOは67日間でした。現地の支払慣行は良好な状態とされますが、現実的には、通常、現地パートナーは、取引のわずか20%しか予定通りに支払われないにもかかわらず、都合の良い60日間以上の支払期間を強く要求します。従って、このような期間を受け入れることは推奨されません。

支払遅延利息

インドの法律は支払遅延を規定しておらず、法定遅延利息を定めていません。

それでも、裁判所は、両当事者間で利息の支払いに関連する合意がなかったとしても、大抵の場合、判決で未払合計額に対する利息支払いを裁定します。しかし、話し合いによる回収において、債務者は未払合計額について利息は支払わないのが慣例です。

債権回収費用

一般原則として、インドでは、回収費用が債務者に課されることはありません。回収費用は、法的手続きを通じて回復されなければなりません。

債権者保護

インドの法律は、当事者間で書面による合意が結ばれている場合に限り、債務者が請求金額を全額支払うまで、物品に対する売り手の所有権の留保を認めています。

このように所有権留保（Retention of Title : RoT）規定は、供給契約においてかなり一般的に適用されていますが、裁判所が、物品の変形・変質または第三者への物品の売却にもかかわらず所有権を保持することを目的とした、最も洗練された「すべての金銭について保証する（‘all monies’）」条項を実際に認めるかどうかは不明確です。

債権支払の商習慣

最も一般的な支払い方法は以下の通りです。

インドでは、早くて安全、かつ国内外で拡大する銀行間ネットワークがサポートするSWIFTの銀行送金が最も一般的になりつつあります。とはいえ、輸出取引では、輸出取引信用保険が送金を保証する有効な手段として挙げられます。これは顧客の突然または予想外の倒産リスクを最小限に抑えるものです。

取引信用保険とは別の手段として、スタンドバイ信用状（債務者の信用力と弁済能力を、銀行が保証する）が確実な保証となります。取消不能・確認付き荷為替信用状（当事者間で具体的に合意した一定条件が満たされれば、一定の金額が銀行から受益者に支払われることを債務者が保証する）の利用も検討することが可能です。しかし、このような銀行による保証は、獲得に粘り強さを要する一方で、費用が高い傾向にあります。

結果として、頭金の交渉は一般的に行われ、推奨される手段です。先日付小切手も、支払方法の一つであると同時に、未払となった場合に売り手が法的（倒産）手続きを開始することを認める債務証書であるため、一般的です。



遅延利息：

インドの法律は、支払遅延について規定しておらず、法定遅延利息についても定めていません。



未収債権の回収プロセス

裁判に頼らない回収方法

和解交渉

インドの司法制度があまりにも遅く費用が高いため、話し合いによる解決の機会が、正式な手続きに代わる最も強力な方策となっています。債務者に対して法的手続きを開始する前に、債務者の資産を評価しておくことは、債務者側の会社が依然として業務を行っているか、回収の機会が最良の状況かどうかを検証できるため、不可欠です。また、債務者の事業や支払能力の状態に注意を払うことも必要です。倒産手続きが始まっている場合、実際に債権を確保することは不可能です。

実際には、和解や調停は法的措置実行の前提条件ではありませんが、裁判所は両当事者に対し話し合いによる解決を支援する傾向が強まっているようです。裁判官が実際に契約条件を作成し、ADRに移行する前に、両当事者に受け入れることができるかどうかの判断を任せられる場合もあります。

法的措置

通常の手続き

話し合いが不調に終わる場合、または、債務者が訴訟に異議を唱える場合、法的手続きを開始する選択肢が残ります。迅速な手続きはなく、訴訟の結果は場当たり的なものですが、手続きは以下の手順で行われます。

債権者は裁判所に訴状を提出しなければなりません。その後裁判所が、訴状は容認できる内容であると判断した場合、債務者側に召喚状を発します。その後債務者は、30日以内（債務者が公開企業である場合は6日）に支払を行うか答弁書を提出することができます。債務者がそのいずれも行わない場合、債権者側は裁判所に欠席裁判を求めることができますが、実際には、裁判所はこの時間の要件に柔軟な姿勢を示します。その後、口頭弁論期日が設定され、判決が下される前に、証拠が色々な角度から検証されます。また、証拠が疑わしい場合、裁判官は証拠の疑わしい点については被告に有利に解釈しなければなりません。従って、請求の有効性が争点となっているような場合に、裁判に訴えるのは極めてリスクが高いと言えます(*)。裁判所は通常、宣言的判決（権原、権利または法的地位に関して）、履行を命じる判決、損害賠償を命じる判決、差し止め命令などのかたちで救済を与えることができます。しかし裁判所が懲罰的損害賠償を言い渡すことは決してありません。

(*) 原文：Judges must give the benefice if the doubt to defendants where the evidence is questionable, so that going to court when the claim is challenged may be extremely risky.

必要書類

請求書、売買契約、発注書、船荷証券／航空貨物運送状、債務者が当該債務または約定支払い額を認識していることが分かる電子メールあるいはレター。当該文書は、訴訟開始の時点または、遅くとも証拠を検証する段階で必要になります。

期限

商事訴訟は、インドの裁判所に、請求書の期日から3年以内に持ち込まなければなりません。債務者が書面で当該債務を認めている場合、または、一部支払いをしている場合、当該期限をさらに3年間延長することが可能です。そうでない場合、当該期限は実体法上の問題と見なされ、裁判所にはそれを無視する権限はありません。当該期間を過ぎると、訴訟は認められません。

保全措置

保全措置は、最終判決が下されるまで、債務者の利益を保全するのに役立ちます。裁判所は、資産の保護（'attachment orders':仮差押え命令）または証拠の保全（'search orders':搜索差押命令）を目的とした、暫定措置または差し止め命令を出すことができます。

しかし、債権者は、'prima facie case'「一応有利な事件であること」、'balance of convenience'の結果として債権者側に有利な事件であること、また、当該措置を執ることにより 'irreparable harm'（「回復不能な損害」）が防止されること、を示さなければなりません。緊急の状況において裁判所が一方的に（債務者不在で）判決を下すことに同意した場合、同日中に命令が出される場合がありますが、無責任な行動から債務者を守るべく、債権者は費用に対する担保を提供するよう求められます。

控訴

敗訴当事者は、判決言い渡し後30日以内に、第一審判決を不服として高等裁判所に控訴することができます。高等裁判所は、法律上の問題と事実を考慮に入れ、判決を再審理します。

第二審の判決も同様に、90日以内に、最高裁判所に上告することができますが、最高裁判所はこの趣旨で上訴許可を与えなければなりません。また、最高裁判所は一般的に重要である法律の問題のみを考慮します。高等裁判所によって下された第一審の判決および命令は、30日以内に同じ裁判所に控訴することができます。

法的強制力のある裁判所判決

最終判決が確定し次第（つまり、90日以内に控訴されなかった場合）、国内判決の執行が始まります。債務者が判決に従わない場合、債務者の資産の差押えおよび売却という手段を通じて、裁判所に執行の委託を請求することができます。

12年経過すると、強制命令を取得するための措置はとれなくなる可能性があります。

訴訟にはどのくらいの期間がかかりますか？

インドにおける法的手続きの期間は、どのような種類の法的手続きであるか、そして、どの裁判所で訴訟を開始するかによって異なります。しかし、訴訟は平均で3年から4年を要するということは認識しておくべきでしょう。最も複雑な訴訟における難しい執行条件の場合、さらに2倍の期間を要することがあります。

インドの裁判所は、国内の訴訟手続きと海外の訴訟手続きを区別しません。従って、特にこの点での遅延を想定しておく必要はないでしょう。

費用はどれくらいかかりますか？

勝訴側は、裁判所から、主張を防御するために必要であったとみなされる費用の一部を敗訴側に負担するよう求める裁判所命令を得ることができます。実際には、裁判所は敗訴側の利益のため大幅な制限を課しています。債務者に対して債権回収訴訟を開始している間、高額な裁判費用を支払わなければなりません(*)。

(*) 原文：The winning party may obtain from the court that part of the costs deemed necessary to defend the claim be paid by the defeated party. In practice, the courts have however imposed significant limitations to the benefit of the latter. Significant court fees must be paid while initiating a recovery suit against a debtor.

統一規制がない中、手数料には必ずしも上限が設けられていないため、手数料の金額は州ごとに大きな差があります。

手続きの費用には、弁護士費用、手続き担当者の手数料、管財人の手数料、広告費用およびその他雑費が含まれます。弁護士費用に関しては、訴訟の費用が事前に支払われるのではなく、裁判所から認められた損害賠償請求額の一定の割合を支払う（すなわち、負けたら弁護士費用が無料（‘no-win-no-fee’方式））といった条件付きの取決めや成功報酬の取決めは法律で禁じられています。

訴訟に代る措置

裁判外紛争解決制度（ADR）

通常の法的手続きを通じて裁判所の判決を得るのが困難であることから、裁判外紛争解決制度は非常に効率的であると言えるでしょう。

1996年インド仲裁及び調停法（The Arbitration and Conciliation Act 1996）は、1985年国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL）に基づき、自由意思による和解または仲裁（両当事者に対して法的拘束力を持つ意思決定が可能な中立的な第三者が紛争を裁定する）により、両当事者が紛争を解決できるようにします。当該手続きは、紛争解決手続きの機密性を守るため、企業秘密および商事上の秘密を守る重要な手段となっています。

外国裁判所

承認及び執行が（後述の通り）複雑であっても、外国の貿易業者は商事紛争を外国裁判所の影響下に置くことにより国内の裁判所を避けることができます（つまり、外国法に基づく解決または外国裁判所での解決）。インドの裁判所は、インドの規制または公共良俗に反しておらず、また、外国の法律がインドの税法から逃れることを目的としていない限り、外国の管轄権条項を尊重する傾向にあります。外国法が適用される場合であっても、インドの裁判所はインドの手続き規則ならびに証拠規則を同様に適用します。

ただし、合意が国際的関係を明らかにしていること（例えば、当事者の一方が別の国を居住地に選んでいる場合、または執行地が海外にある場合）、ならびに、専門家が作成した管轄条項が不可欠です。仲裁に関する限りは、仲裁及び調停法の下で行われる国内手続きは、両当事者の外国法の適用を禁じています。しかし、国際仲裁手手続きにおいて外国法の適用は可能です。

外国裁判所による裁定の執行

インドは、2006年以降民事および商事に関する外国判決に関するハーグ条約（Hague Convention on Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters）の締結国ですが、外国裁判所による裁定の国内での執行は、時間と費用を要し、成り行き任せのプロセスになる可能性があります。

インドと互恵的な執行条約が結ばれている国で外国裁判所による裁定が下された場合、あたかもインドの裁判所で下された裁定であるかのように、地方裁判所により執行が可能であるとみなされます（1908年インド民事訴訟法第44A項（Section 44A of the Code of Civil Procedures of 1908））。それでも、裁判所は、その裁定の詳細の中でも特に、そもそも判決を下した裁判所が当該訴訟を裁定する管轄権を有するのか、そして、その判決がインドの法律および国際法と矛盾していないかどうかを確認します。

相互協約の適用がない場合、被告の所在地の地方裁判所で、裁定の執行には新たな法的措置の開始が必要です（民事訴訟法第13項Section 13 CPC）。当該地方裁判所もこれらの点を検証します。

インドは、1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締結国です。従って、インド国内の裁判所も、外国仲裁手続きにより決定された裁定を承認、執行しなければなりません。

倒産状態の債務者への対応

インドの中央省庁であるインド企業省は、2013年会社法の第408項および第410項の規定の下、会社法審判所（the National Company Law Tribunal : NCLT）と会社法上訴審判所（the National Company Law Appellate Tribunal : NCLAT）を設立しました。ERADI委員会の勧告に基づき、第2回改正2002年会社法により初めて導入されました。

新たに設立されたNCLTは11支所を有し、ニューデリーに2カ所、アフマダーバード、イラーハーバード、バンガロール、チャンディーガル、チェンナイ、グワーハティ、ハイデラバード、カルカッタ、ムンバイにそれぞれ1カ所設置されています。

NCLTは、既存の会社法委員会（Company Law Board）、産業金融再生委員会（BIFR）ならびにその上訴機関である産業金融再生上告機関（AAIFR）の機能を全て引き継ぎました。従って上述の各機関により取り扱われていた事案は現在、NCLTによって取り扱われています。

倒産手続き

私的整理

私的整理は、裁判官が同意判決を下すことを条件に、民事訴訟法により両当事者が問題を解決することを認められているため、選択肢として検討することができます。

債務整理

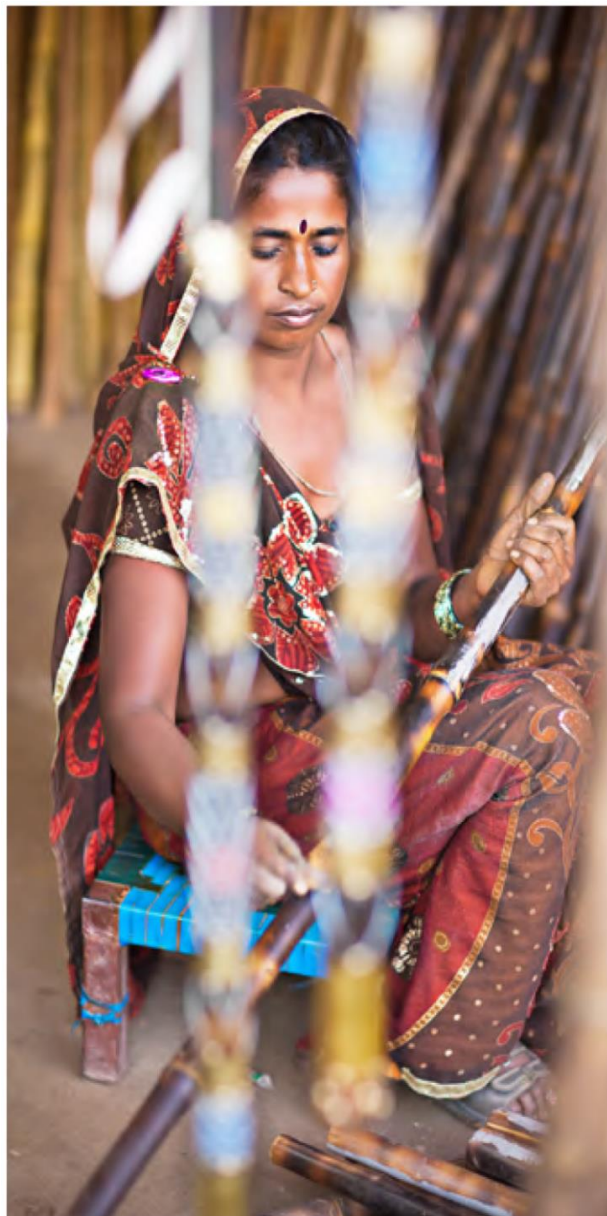
債務整理は、以下に説明する2つの全く異なる方法を通じて行われます。

第一に、1956年会社法は、債務者および債権者の両方に、高等裁判所に整理計画を提出する権利を認めています。その後高等裁判所は債権者集会（meeting of creditors）を開催します。債務者の提案が、債権の75%に相当する出席債権者の50%により承認された場合、裁判所はその提案を承認することができます。

この場合、債務者は、出席していないまたは反対意見の債権者と共に、承認された提案に拘束されます。当該提案が尊重されることを保証するため、清算人を支援するために債権者委員会（Committee of Creditors）が設置されます。その代替として、高等裁判所は、法人債務者の破産手続きを命令することもできます。

第二に、破産・倒産法の下、当該手続きが開始されます。申立てが受理された後、NCLTは、倒産手続き（Insolvency Resolution Process）を管理するために倒産実務家（第三者であり、通常は公認会計士）を指名します。倒産実務家の主な役割は、法人債務者の経営を引き継ぎ、

債権者委員会の幅広い指示の下で、継続企業として事業を運営することです。その後、倒産実務家は、債権者（financial creditor）を確認し、債権者委員会を組織します。債権者委員会は法人債務者の再生についての提案を検討し、再生計画を進めるか、180日以内に清算するか判断しなければなりません（一回限り90日間の延長が可能です）。





破産手続き

他の手法として、清算（破産）手続きは、債務者が債務の支払いが不可能であることを根拠として、債務者または債権者の要求により開始されます。

破産・倒産法の下で、債務者は以下の場合に清算されることがあります。

- 再生手続き中に、債権者委員会が75%以上の特別多数で、法人債務者の清算を可決した場合
- 債権者委員会が180日以内（延長された場合は最長270日以内）に再生計画を承認しない場合
- NCLTが、技術的な理由で、提出された再生計画を却下した場合
- 法人債務者が承認された再生計画に違反し、その影響を被った者がNCLTに対して法人債務者の清算を申し立てた場合

優先の原則

新たな破産・倒産法では、再生手続き費用および清算に要した費用が最も優先されます。その後、従業員給与および有担保債権者への支払い、次いで無担保債権者および政府に対する債務がそれぞれ優先されます。

否認権の行使（クローバック）

債務整理手続きおよび清算手続きにおける管財人はいずれも、倒産手続き開始の3カ月から5年間前の疑わしいと考えられる期間に遡り、債務者が行った取引に対する否認権の行使を検討し、申請する権限があります。

通常、ある債権者をその他の債権者よりも優遇する取引、または不動産価値を引き下げる等の取引は無効になります。

倒産手続きにはどのくらいの期間を要しますか？

新たな破産・倒産法の施行により、倒産手続きが完了するまでの期間は180日間です。場合によってはさらに90日間延長されることがあります。

必要書類

請求書、売買契約、発注書、船荷証券／航空貨物運送状、債務者が当該債務または約定支払い額を認識していることが分かる電子メールあるいはレター。

当該文書の写しでも受理されますが、場合によっては原本が必要です。

※本レポートは、ユーラーヘルメグループ、Economic Research、Country Reportに掲載の、Collection Complexity India' 参考訳として和訳したものです。詳細は以下サイトを参照下さい。本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。参考和訳として作成しており、内容の正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用にあたっては、ご自身のご判断にてご利用頂きますようお願い致します。

https://www.eulerhermes.com/en_global/economic-research/country-reports/India.html

This Collection Profile is published by Euler Hermes, a company of Allianz, for information purposes only. The information provided therein shall not be regarded as providing any legal advice or advice of any kind. Readers should make their own independent evaluation of this information and under no circumstances shall any action be undertaken solely relying on it, while legal advice should be sought with legal practitioners at all times. While this information has been collected and drafted by recognized experts in their field and it is believed to be correct and reliable, Euler Hermes makes no warranty (express or implied) of any kind, in regards to the accuracy or completeness of this information, nor does it accept any responsibility or liability for any loss or damage arising in any way from any use made of, or reliance placed on, this information. This material should not be reproduced or disclosed without our consent. It is not intended for distribution in any jurisdiction in which this would be prohibited and Collection Profiles are subject to change without notice.

© Copyright 2017 Euler Hermes. All rights reserved.

Euler Hermes, a company of Allianz, leader in credit insurance solutions helping companies grow their business safely at home and abroad, provides global commercial debt collection services with true end-to-end capability. Euler Hermes offers both domestic and international trade debt collection services worldwide. Through our network, we use our experience and knowledge of local markets to ensure a professional service for our clients from pre-legal action through to legal proceedings.

Visit Euler Hermes at www.eulerhermes.com